

自治体職員向け

**地方公共団体による
食品リサイクルの取組促進事例集**

(令和8年4月版)

地方公共団体による 食品リサイクルの取組促進事例集

(令和8年4月版)

食品循環資源の有効活用及び廃棄物の排出抑制を図るにあたって、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づく取組が進められています。食品リサイクルの推進には、地方公共団体、食品関連事業者、再生利用事業者などの様々な関係者が相互連携・相互理解を深めることが重要です。

本事例集では、食品リサイクルの推進において、地方公共団体に期待される事項を解説するとともに、地方公共団体が食品リサイクルの取組促進に携わる事例を取りまとめました。



目次

- 1. はじめに P. 1
- 2. 食品リサイクル法の概説 P. 2
- 3. 食品リサイクル推進に向けた地方公共団体の役割 P. 3
- 4. 地方公共団体に関与する取組事例 P. 4-14

1. はじめに

なぜ食品リサイクルに 取り組むのか？

～地域で食品リサイクルが進むメリット～

食品廃棄物等は、ごみの中でも「腐りやすい、重たい、燃えにくい」という厄介な存在です。これをリサイクルすることは、「ごみの削減」に大きく繋がるほか、地域内に様々なメリットを生み出します。



ごみの削減（焼却・埋立の削減）

ごみ処理コストの削減、最終処分場の延命化にも貢献。



資源の有効活用

食品廃棄物等を、飼料・肥料・エネルギー等に再生利用。



脱炭素への貢献（環境負荷の軽減）

焼却・埋立によるCO₂排出を抑制。

リサイクル手法によっては、電気・熱エネルギーの代替も可能。



資源がめぐり、価値が生まれるまちづくり

「地域のリサイクルで生まれた野菜」など、新たなブランドが誕生。

地域内の資源循環による持続可能なまちづくりにも貢献。



住民の環境意識の向上

ごみの分別や環境教育を通じて、住民の環境意識が向上。

次ページより、食品リサイクルに関する制度、実際の実例を紹介いたします。

2. 食品リサイクル法の概説

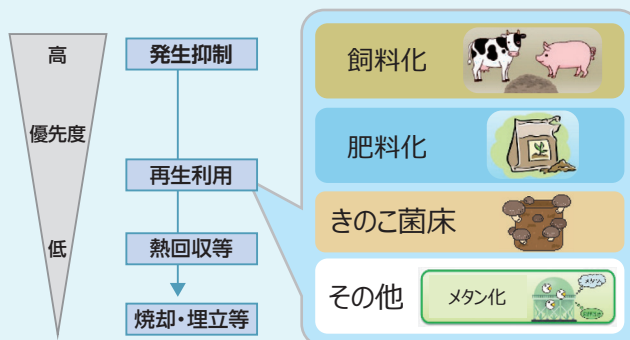
食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)とは？

■食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程から生じる食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用(リサイクル)することを促進する法律です。

特徴① リサイクルの優先順位を明確化

●食品リサイクル法では、優先して取り組むべきリサイクル手法が定められています。

- ① 飼料化
- ② 肥料化
- ③ きのこと菌床
- ④ それ以外の再生利用(メタン化等)



特徴② 食品リサイクルの目標を明確化

●食品リサイクル法では、食品関連事業者の業種別に「再生利用等実施率」の目標値が定められ、業種全体で食品リサイクルの実施に取り組むことが求められています。

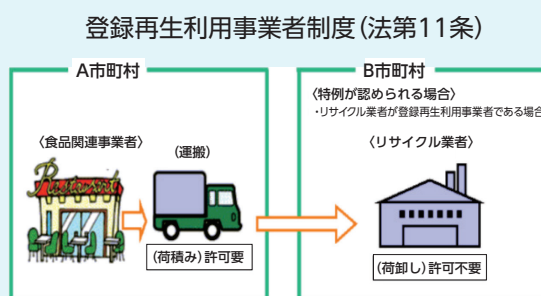
	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
2023 年度実績	97%	61%	63%	34%
2029 年度目標	95%	75%	65%	50%

卸・小売・外食にて、一層の取組推進が求められています。

*再生利用等実施率 = その年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量×0.95+減質量) ÷ その年度の(発生抑制量+発生量)

特徴③ 「一定の要件を満たすリサイクル業者」の登録

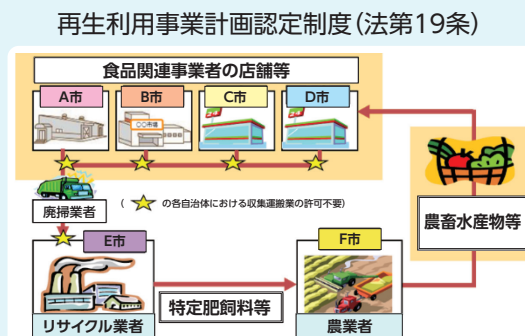
- リサイクル業者を登録し、リサイクルの実施を促進します。
- 登録業者については、以下の特例が得られます。
 - ✓ 他市町村に所在する食品関連事業者から食品廃棄物が運搬される際、一般廃棄物収集運搬業者は、「荷卸し地」における業許可が不要となる(廃棄物処理法*の特例)。
 - ✓ 収集運搬・処分に係る手数料の上限規制の撤廃。
 - ✓ 肥料法・飼料安全法での届出が不要となる。



*廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

特徴④ 「リサイクル・ループ」の認定

- 食品関連事業者・リサイクル業者・農家等が連携し、特定肥飼料等を利用して生産された農畜水産物等を利用する計画について、認定する制度です。
- 認定計画においては、以下の特例が得られます。
 - ✓ 認定事業者の委託を受けて、食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は、「荷積み地」「荷卸し地」における業許可が不要となる(廃棄物処理法の特例)。
 - ✓ 収集運搬・処分に係る手数料の上限規制の撤廃。
 - ✓ 肥料法・飼料安全法での届出が不要となる。



3. 食品リサイクル推進に向けた地方公共団体の役割

■ 食品リサイクル法等に定められた地方公共団体の役割

- 区域の経済的社会的諸条件に応じて食品リサイクル等を促進するよう努めることが責務です。

※食品リサイクル法第6条

- 地方公共団体、特に市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、次のような取組や、消費者等に対する普及啓発、教育の実施等を通じて、地域の食品リサイクルを推進することが期待されています。

※食品リサイクル法基本方針(令和7年3月改定)

一般廃棄物処理計画への位置づけ



食品循環資源の再生利用や、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施などを一般廃棄物処理計画に位置付ける。

排出事業者へ指導等



食品廃棄物等の排出事業者に対して、減量指導の徹底や、食品リサイクルの委託先を容易に選定できるよう、地域の登録再生利用事業者の情報提供を行う。

中小規模事業者の取組促進



食品関連事業者のうち、特に中小規模事業者の取組促進のために、再生利用先や収集運搬の共通化等によって効率化を図るなど、必要な措置を講じる。

処理手数料の適正化



排出者責任及び食品リサイクル推進の観点から、事業系一般廃棄物の処理手数料について、原価相当の料金を踏まえた設定とする。

施設整備の促進



一般廃棄物処理施設の更新等に際して、周辺市町村との処理の広域化や民間事業者の活用を進め、地域の特性に応じた再生利用施設の整備を進める。

食品リサイクルループの推進



食品リサイクルループに対する理解の促進や、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等の連携の促進を通じて、地域のリサイクルループの形成を支援する。

事例1～3で詳しく!

地域における食品リサイクルを促進

(家庭から排出される食品廃棄物等を含む)

■ 廃棄物処理法に基づく制度の活用・必要な対応

- 食品リサイクル法やその基本方針に基づいて区域の食品リサイクル等を促進するためには、廃棄物処理法に基づく制度を活用できる場合や、対応が必要な場合があります。

再生利用指定制度

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が、市町村長から指定を受けた場合には、一般廃棄物処理業の許可が不要になる制度です。

事例4で詳しく!

他市町村との一般廃棄物処理計画との調和

市町村の区域を越えて処理を行う場合、関係する他市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つ必要があり、市町村間での事前協議等の対応が行われています。

事例5で詳しく!

4. 地方公共団体が関与する取組事例

- 地方公共団体が、地域内の事業系食品廃棄物等のリサイクルを進める事例として、5 事例を紹介します。
- 地方公共団体が地域の食品リサイクルを進める方法は多様であり、公共事業として食品リサイクル施設を整備・運営する場合もあれば(家庭から排出される食品廃棄物や、し尿等も併せて処理する場合もあり)、地域内の実情・課題を踏まえ、制度面での支援を行う事例もあります。
- その他、リサイクルから生まれた「堆肥」を活用して栽培された農作物を学校給食で活用することは、「食育」の観点で人気の施策の一つです。

本事例集で取り上げる事例一覧

No.	件名	実施場所 (人口規模)	関連する 処理手法
1	官設の処理施設を用いた、 食品リサイクルの推進	長野県東御市 (約 2.9 万人)	肥料化
2	一般廃棄物のメタン発酵消化液の 全量濃縮活用	岡山県真庭市 (約 4.0 万人)	メタン化、 液肥利用
3	官民出資の SPC による 食品残渣等の有効活用	岩手県岩手郡雫石町 (約 1.5 万人)	メタン化、 肥料化
4	再生利用指定制度による 食品リサイクルの推進	東京都港区 (約 27.0 万人)	—
5	市外搬出・搬入に係る 事前協議マニュアルの作成	東京都八王子市 (約 55.8 万人)	—



実施場所：長野県東御市

肥料化

1 事例概要

- ✓ 広域連合の新焼却施設計画に伴い、減量化目標を定め、生ごみ肥料化事業を導入。
- ✓ DBO方式により、技術力や実績が評価された事業者が施設設計から運営までを担う。
- ✓ 生ごみの分別が、他のごみへの分別に対する意識づけにもつながり、相乗効果により可燃ごみが1,000トン以上減少した。

 廃棄物循環のしくみ

数値データは令和6年度時実績



※生分解性指定ごみ袋の価格

●家庭系：10リットル10枚入り200円

●事業系：30リットル10枚入り350円



事業効果

● 分別の意識づけにより、可燃ごみ約1,000トンの削減を達成

- ✓ 家庭や事業者への丁寧な説明を行い、生ごみ等の分別により、可燃ごみ量は、生ごみ肥料化前の平成28年度(4,727トン)から、令和6年度(3,567トン)と1,000トン以上の削減を達成した。

● 生ごみを地域資源に

- ✓ 堆肥を地域の緑化や農業などに活用している。

② 取組の背景・特徴

取組の背景

- 平成22年以降、人口が減少傾向にある一方でごみ排出量の削減は停滞傾向にあった。また、東御市が所属する上田地域広域連合では新焼却施設の建設に向け、広域全体でごみを減量する計画とし、各構成市町村がそれぞれ減量化目標を定めて取り組むこととなった。
- そこで、確実に削減できる手段として、可燃ごみの中の約40%を占める生ごみをリサイクルするため、生ごみの分別回収・肥料化導入を決定した。
- 焼却施設に隣接する市有地を建設場所候補地として、市民説明会を行い整備を進めることとした。

特徴① DBO方式で民間の専門性を活かした安定運営を実現

- 施設の建設・設計・運営を総合評価落札方式で選定し、長期契約で運営を委託。
 - ✓ 肥料化には高度な運転管理・品質管理が必要であることから、技術力・実績・提案内容を総合的に評価し、契約期間は設備償却や運営の安定性を踏まえ15年とした。
 - ✓ 事業者は施設運転、維持管理、環境対応、啓発支援、堆肥保管を担当し、市は市民への分別啓発や堆肥の活用先確保を担う。
 - ✓ 毎月、関係者によるモニタリング会議を実施し、市が施設の運営状況を確認している。

特徴② 分別すると得する処理手数料設定で市民・事業者の協力を呼びかけ

- 食品リサイクルがコスト削減につながるように処理手数料を設定。
 - ✓ 事業開始時に、市内の主要事業所を個別訪問し分別・搬入を呼びかけ、協力を依頼。
 - ✓ 事業系については30リットル袋を可燃ごみ85円、生分解性の生ごみ用袋35円とする料金差を設け、分別のメリットを明確化した。なお、家庭系についても10リットル袋を可燃ごみ25円、生分解性生ごみ用袋20円とする料金設定としている。
 - ✓ 市民や食品スーパー、飲食店など主要な事業者の協力を得て、令和6年度は家庭系生ごみ326トン、事業系生ごみ173トンを肥料化。

特徴③ 既存の緑化活動等と連携して堆肥の活用先を確保

- 市内の団体・施設へ無料配布し、地域内の資源循環を実現。
 - ✓ 東御市、自治会、住民、企業、学校が協働する「花いっぱい運動」で堆肥を活用し、地域の緑化活動を支援。
 - ✓ 家庭菜園や農業等を行う市民の希望者には、事前申込制で年4回(令和7年度)配布している。また、保育園や小中学校などの教育施設にも希望に応じて提供し、花壇整備等に活用されている。



花いっぱい運動

③ 事業費・担当部局

- 施設設置・運営に要した費用、利用した補助金
 - ・工事費：7億円(工事期間：2016.3.24～2018.2.28)
 - ・運営委託費：5.5億円(運営期間：2018.3.1～2033.6.30(15年4ヶ月))
 - ・利用した補助金：循環型社会形成推進交付金
- 担当部局 …… 市民生活部生活環境課 3人

実施場所：岡山県真庭市

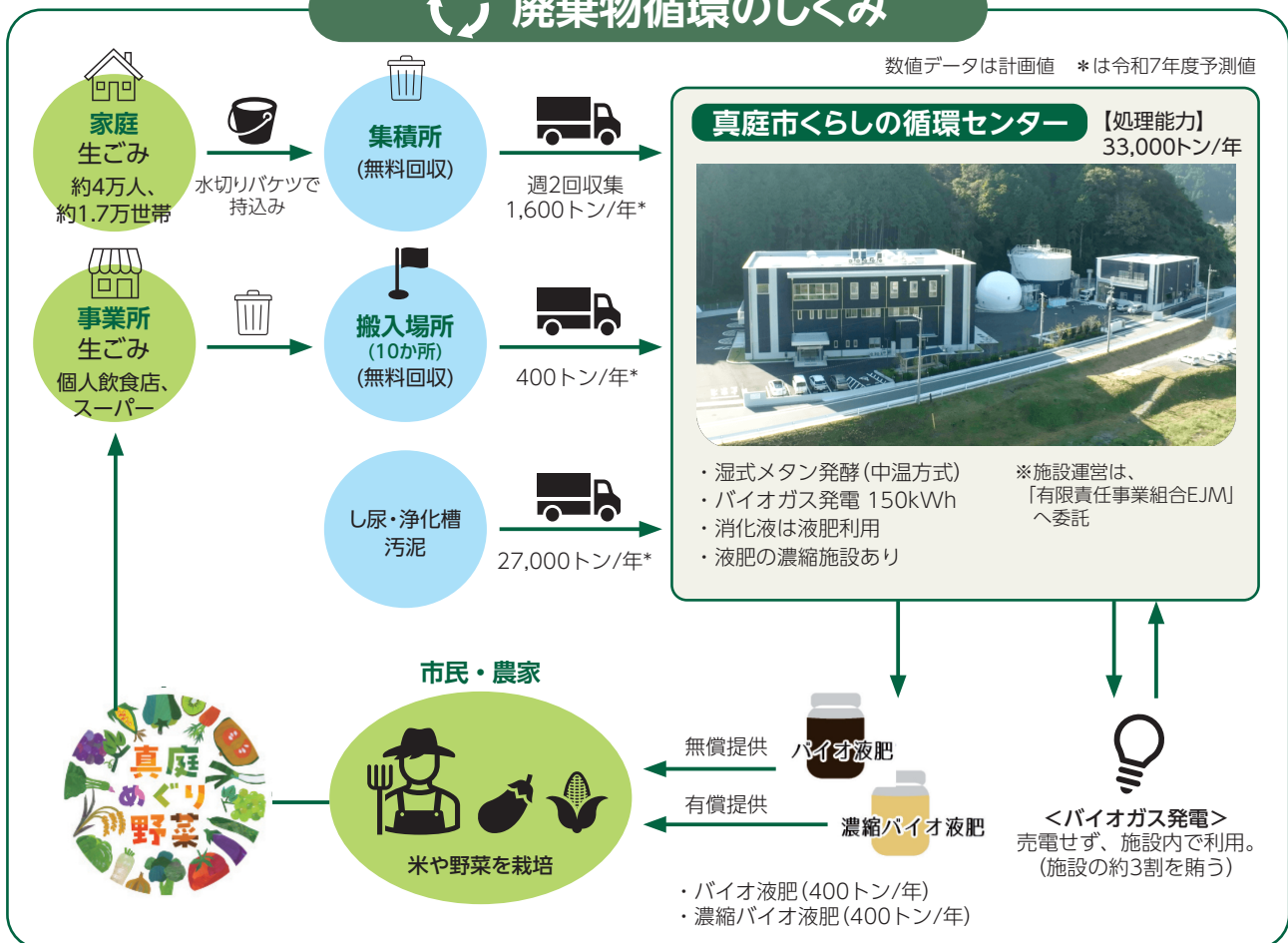
メタン化、液肥利用

1 事例概要

- ✓ 従来廃棄されていた生ごみを、液体肥料にリサイクルし、農地還元。ごみ減量化・焼却費用節減、循環型農業の推進を目指す。
- ✓ メタン発酵から生じる消化液は、液肥として活用。液肥は濃縮施設で処理することで、小型機械(ドローン等)によって運搬・散布。中山間地域での活用方法を創出。
- ✓ 全国で初めて、一般廃棄物のメタン発酵消化液を全量濃縮活用。

廃棄物循環のしくみ

数値データは計画値 *は令和7年度予測値



事業効果

- **生ごみリサイクル・ごみ減量により、廃棄物処理施設の統廃合を実現**
 - ✓ ごみ焼却施設を3→1か所に統合。
 - ✓ し尿処理施設を閉鎖し、本施設を新設。
 - ✓ 老朽施設の修繕・更新に比べ、約1.5億円/年の経費削減と評価(市推計)。
- **地域における脱炭素への貢献**
 - ✓ 焼却量の減少により、温室効果ガスを約1,900トン/年削減(市推計)。
- **市民の環境意識の高まり**
 - ✓ 生ごみの分別回収を開始したことで、市民の分別意識が高まり、他の資源ごみのリサイクル率の向上も実現。

② 取組の背景・特徴

取組の背景

- 人口減少が進む中、1人当たりごみ排出量は増加。市内の焼却施設・し尿施設の老朽化、最終処分場が満杯になる等、環境・財政面で対応が課題。
→ 中山間地域での新たなごみ処理方法として、ごみを「減らす・活かす」方策の検討が必要に。
- 「真庭市バイオマスタウン構想(2006)」 「真庭バイオマス産業都市構想(2014)」を通じて、有機廃棄物資源化事業を実施。バイオガスシステム構築モデル事業やバイオ液肥スタンド設置等の検証等を経て、生ごみ等資源化施設の建設を決定するに至る。

特徴① 生ごみ回収量の増加に向けた施策

- 生ごみの分別回収・資源化量の増加を目指し、以下の施策を実施。
 - ✓ 2025年1月より、市全域で生ごみの分別回収を開始。市内に生ごみの無料回収拠点を設け、分別排出を奨励。収集容器については、家庭・事業所のいずれも共通のものを使用。
 - ✓ 事業系可燃ごみの処理手数料を、「50円/10kg」から「180円/10kg」に改定。
 - ✓ 分別排出すれば、ごみ処理の経費負担が軽減する仕組みを創出。



特徴② リサイクル品の全量活用に向けた施策

- バイオ汚泥、濃縮バイオ汚泥の何れも、「普通肥料」として肥料法の届出を実施し、品質を保証。
- メタン発酵消化液の活用を目指し、液肥濃縮を導入。市内農家の肥料代金の節約も狙う。
 - ✓ 小規模実証の結果より、農地利用には液肥の含水率や散布機の大型化が課題と判明。
 - ✓ 濃縮設備を導入することで、小型機械を用いた小規模な農地での活用が可能に。
 - ✓ 1次濃縮液肥は無料配布、2次濃縮液肥については10アールあたり2千円で有償販売を実施。

③ 事業費・担当部局

- 施設設置に要した費用、利用した補助金
 - ・計54.09億円(造成費、施設建設費、監理委託料)
※ 循環型社会形成推進交付金：9.54億円、過疎対策事業債：44.36億円、一般財源：0.19億円
- 施設の運営に要した費用(R7年度予測)
 - ・計2.94億円(施設運営費、生ごみ収集運搬費) ※ 一般財源：2.94億円
- 担当部局 …… 生活環境部 環境課(4名程度。他業務と併任で対応。)

その他の食品リサイクルに関する取組(真庭市)

【事業系ごみに関する処理手数料の有料化(直近の動向)】

- ✓ 令和7年1月より事業系ごみの料金を改定。(近隣自治体の設定を参考に検討)
- ✓ 可燃ごみを有料化しつつ、生ごみを分別排出された場合は無料回収する方式を取ることで、経済的なインセンティブを生み、食品リサイクルを奨励。

【小規模事業者への負担軽減措置】

- ✓ 小規模事業者が生ごみを排出しやすいように行政施設等に生ごみ収集容器を設置。
- ✓ 処理施設までの運搬手間を軽減し、食品リサイクルの取組環境を整備。

3

官民出資のSPCによる食品残渣等の有効活用

実施場所：岩手県岩手郡雫石町

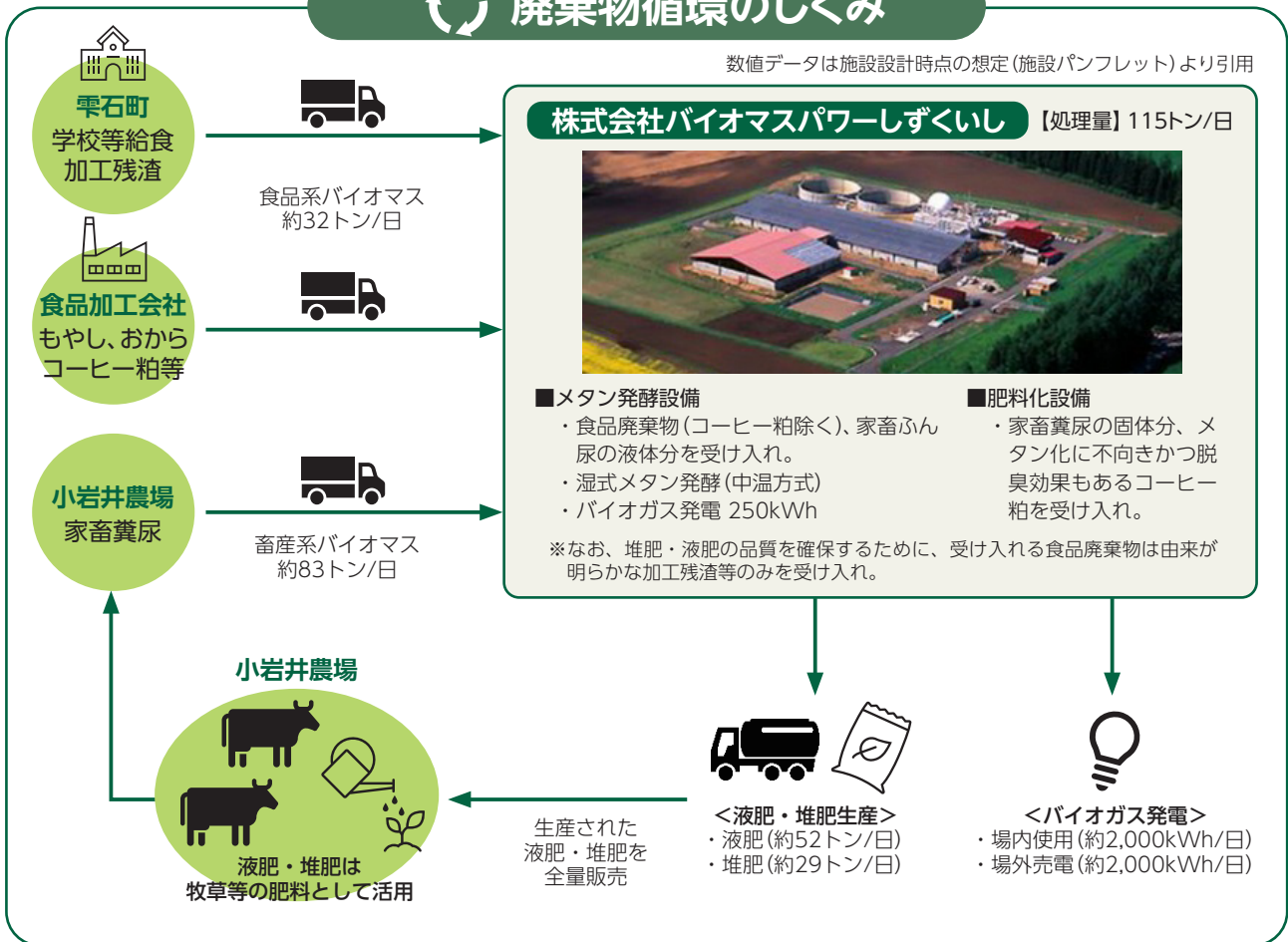
メタン化、肥料化

1 事例概要

- ✓ 「農場の畜産系廃棄物」や「地域の食品系廃棄物」を、メタン発酵/発電/肥料化設備を通じて適正処理し、エネルギー（電力）と堆肥・液肥を生産する取組み。
- ✓ 施設の運営主体は、複数の民間企業と雫石町が出資・設立したSPC（特別目的会社）。
- ✓ 生産された堆肥・液肥の全量を、隣接する農場で有効利用する仕組みとなっており、「域内処理・地域循環」を実現している。

廃棄物循環のしくみ

数値データは施設設計時点の想定（施設パンフレット）より引用



事業効果

- 地域内の資源循環の実現、持続可能なまちづくりへの貢献
 - ✓ 廃棄物の減量・適正処理だけでなく、施設運営に伴う地域内の雇用創出、バイオガス発電によるエネルギー自給率の向上等の効果も生まれている。
- 自治体とも連携した施設運営
 - ✓ SPCの出資者として、雫石町は施設運営を行う(株)バイオマスパワーしずくいしの定例会（4半期ごと）や、取締役会等に参加。
 - ✓ (株)バイオマスパワーしずくいしにとっても、施設運営にあたっては、廃棄物分野・農畜分野での自治体との連携が必須となるため、自治体と定期的に情報交換の場があることが、安定した運営の一助となっている。

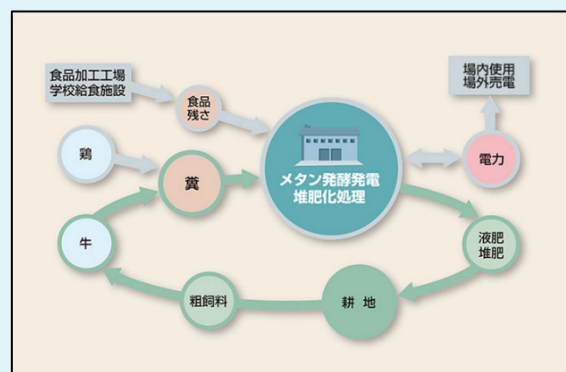
② 取組の背景・特徴

取組の背景

- 雫石町を代表する企業である小岩井農牧(株)で、平成11年の家畜排せつ物法改正に伴って家畜ふん尿の保管・処理が課題となっていたこと、同社が環境への貢献等に積極的であったこと、平成11年度に雫石町で策定した「新エネルギービジョン」においても小岩井農場を核としたエネルギーの地産地消の構想が掲げられていたこと等を背景に、関連企業と雫石町で協議が進み、SPCによる施設の設置・運営に至った。
- 自治体が事業の開始を後押ししたこと、国からの補助金・交付金もうまく活用したこと等が取組の実現につながった。

特徴 地域内での安定した資源循環システムの構築

- 食品リサイクルでは、性状や品質が安定した廃棄物の供給源と、生産されたりサイクル品の供給先の確保が重要となる。
- 本取組では、小岩井農牧や学校給食施設・食品加工工場がメタン化・肥料化原料(家畜糞尿・食品廃棄物)の安定供給源となっている。また、小岩井農牧が生産されたりサイクル品(液肥・堆肥)を全量購入しており、供給先が確保されている。
- 地域の廃棄物を資源として、地域内で有効利用する「地域循環」を実現できている点が、安定操業にもつながっている。



雫石町周辺地域での資源循環のイメージ

③ 事業費・担当部局

- 施設設置・運営に要した費用、利用した補助金
 - ・ SPC設立に係る出資金額等は非公表。利用した補助金は以下のとおり。
 - ▷ バイオマス利活用フロンティア整備事業(平成16年度)、バイオマスの環づくり交付金事業(平成17年度)：5億円
 - ▷ バイオマス利活用エネルギー産業創出モデル支援事業(平成16年度・17年度)：5,330万円
- 担当部局 …… 町民課環境対策室(3名)

その他の食品リサイクルに関する取組(雫石町)

【一般廃棄物処理計画への位置づけ】

- ✓ 町の施策の一つとして、「中間処理における資源化の推進」を掲げ、給食残渣の資源循環利用を推進する旨を明記している。また、資源循環促進の観点だけでなく、新エネルギーの創出、地球温暖化対策推進の観点から株式会社バイオマスパワーしずくいしに委託している旨が明記されている。

4

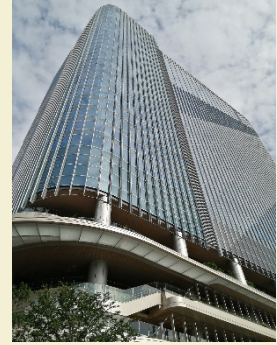
再生利用指定制度による食品リサイクルの推進

実施場所：東京都港区

—

1 事例概要

- ✓ 港区では、食品廃棄物のリサイクル率25%達成を目標とした施策を展開。
- ✓ 再生利用指定制度を活用して、TAKANAWA GATEWAY CITYにおけるJR東日本グループの食品廃棄物リサイクル施設を再生利用業に指定。
- ✓ 事業系可燃ごみを削減し、エネルギー活用によって温室効果ガスの削減にも寄与する事業者の取組を支援。
- ✓ 申請プロセスをまとめた「再生利用指定制度の手引き」を作成し、港区ホームページで公開。リサイクルを推進したい事業者を支援している。



背景・目的

- 事業所数や従業員数が多い港区では、**事業系ごみの削減が大きな課題**となっており、食品廃棄物のリサイクル目標を25%と定め(令和14年度まで)、**大規模開発におけるごみの減量や資源の再利用の促進**を図っている。
- 区内の大規模商業施設TAKANAWA GATEWAY CITYの建設にあたって、JR東日本グループから、テナントで発生する食品廃棄物のリサイクル施設に「再生利用指定制度」を活用したいと相談があった。これまで「港区再生利用業の指定に関する要綱」の運用実績がなかったが、同グループからの申請を受けて、初の認定に至った。

取組の内容

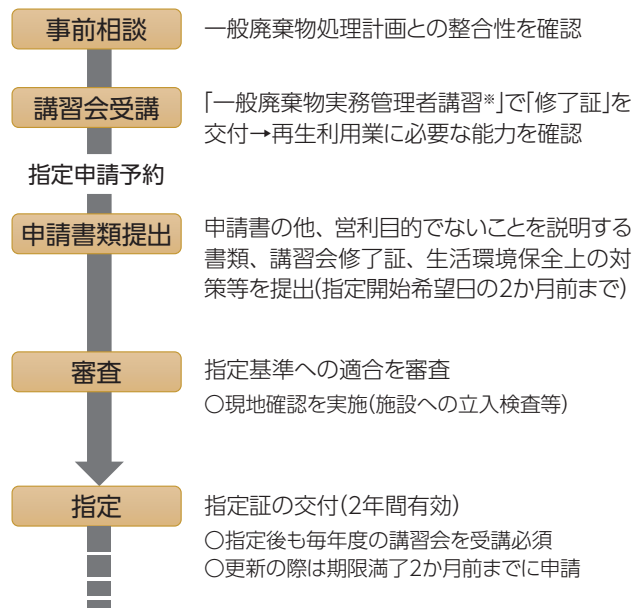
<再生利用指定制度の概要>

- 再生利用が確実であると港区長が認めた一般廃棄物¹のみの処理を業として行う者であって、港区長の指定を受けたものは、通常の一般廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再生利用業の指定には、一般廃棄物の収集運搬に対する「再生輸送業」と、処分(再生利用)に対する「再生活用業」があり、再生利用が確実であることを担保するために、原則としてセットでの指定を必須としている。
- いずれも指定の要件を満たした場合に、2年間有効の指定証が交付される。

<指定の要件>

- ・ 取り扱う廃棄物について再生利用されることが確実である
- ・ 営利を目的としない
- ・ 生活環境保全上の支障が生じない
- ・ 区が定める一般廃棄物処理計画に適合する等

<指定までの流れ>



○指定を検討される際は、必ず港区ホームページで最新の詳細をご確認ください。

*一般財団法人日本環境衛生センターが主催し、一般廃棄物処理の適正な遂行に必要な法令等の最新知識を習得する講習会。

② 取組の工夫

取組の工夫① 「再生利用されることが確実」の判断

- 申請時に、排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者を特定した上で、廃棄物の発生場所・運搬方法・運搬先施設・施設での処理内容・処理後の行き先まで、詳細なスキームの提出を求めている。審査時には、現地で実態を確認し、申請内容との齟齬がないかをチェック。
- 事業者が収集運搬から処分までを自社で行いたい場合は、「再生輸送業」と「再生活用業」の両方の指定取得を必須としている。

取組の工夫② 「営利を目的としない」の判断

- 申請時に、事業計画に加えて、再生輸送/再生活用に要する費用を明らかにした契約書の写し、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、営利目的でないことを説明する書類等の提出を求めている。
- 提出された書類から収支見込みを確認し、営利を目的としていないことを実態に即して判断。

取組の工夫③ 「生活環境保全上の支障が生じない」の判断

- 既存の一般廃棄物処理業の許可基準を参考にし、再生輸送業は密閉車両の使用、再生活用業は騒音・振動等の書面確認と現地確認を実施。
- 再生利用業に必要な知識や技能の担保については、講習会受講を必須とすることで、一定の水準を確保しつつ、過度なハードルとならないよう配慮した。

(参考) 活用事例での処理状況

- TAKANAWA GATEWAY CITYのテナント(飲食店等)から食品廃棄物を収集し、地下施設へ運搬。「生ごみ投入ホッパ」に投入・計量後、破砕分別機で破袋し、ごみ袋などの異物を除去。
- 発酵槽でメタン発酵により生成したバイオガスを温水ボイラーで燃焼。その熱で温めた温水を施設内のホテル等に給湯として供給(給湯における約10%の熱を賄う)。
- 事業系可燃ごみを年間1,000トン削減し、熱エネルギーの利用によって年間約144トンのCO₂を削減。



施設処理能力 4.3t/日

その他の食品リサイクルに関する取組(港区)

【港区ごみ減量優良事業者等表彰制度 2009年度～】

- ✓ 模範的な取組により高いリサイクル率を達成するなどの顕著な実績をあげている事業者等を表彰する制度(毎年度)。
- ✓ 再利用計画書の提出の義務がある事業用大規模建築物を所有する事業者のうち、取組が優れていると判断される事業者や、自ら申請があった事業者を対象に審査基準(右)に基づいて審査。
- ✓ 表彰事例を紹介したパンフレットを作成し、事業者へ送付することで、優良事例の普及に努めている。

<過去の表彰例>

出勤者数により社員食堂での調理量を調節し食品廃棄物を削減

<審査基準>

- (1)収集運搬経費がミックスペーパーを含めて単価契約(kg単価×発生量)である。
- (2)紙ごみ減量のため、ミックスペーパーのリサイクルを行っている。
- (3)分別表示が見やすく、分かりやすい。
- (4)社員・テナントの分別意識が高く、手元分別の仕組みができています。
- (5)実量測定等により排出量を把握し、適正管理に努めている。
- (6)その他独自の優れた取組

5

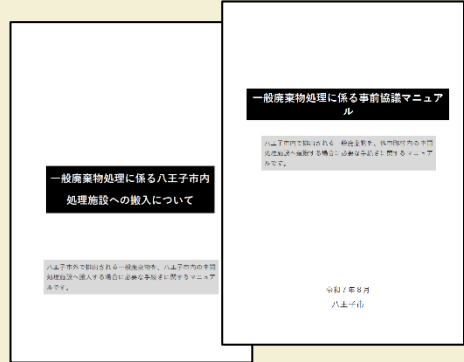
市外搬出・搬入に係る事前協議マニュアルの作成

実施場所：東京都八王子市

—

1 事例概要

- ✓ 八王子市では、「一般廃棄物の市外搬出に係る事前協議マニュアル」、「一般廃棄物の市内搬入に係る事前協議マニュアル」を作成・公開しており、一般廃棄物の越境に係る事前協議を同マニュアルに沿って実施している。
- ✓ マニュアルでは、市町村協議の概要や、協議の種類や手続きの流れ等を図も活用しながらわかりやすく説明しているほか、提出が必要な書類の様式等も示している。
- ✓ マニュアルを策定・公開することで、他自治体等とのコミュニケーションが簡便となり、職員の事務手続きの負担減につながっている。



「市外搬出」に係る事前協議マニュアル	「市内搬入」に係る事前協議マニュアル
1 一般廃棄物処理に係る協議の必要性 2 市町村間協議の種類及び手続きの流れ 3 協議依頼書類の作成 (1) 通常協議・随時協議 (2) 変更協議 4 提出について (1) 受付場所 (2) 提出方法 別紙（手続き時に必要な添付書類の様式） ※主な想定読者：市外搬出をしたい市内事業者等	1 搬入協議のフロー 2 協議通知について 3 提出先及び問い合わせ先 4 協議通知への公印押印について 5 本市からの承諾回答後、提出内容に変更があった場合 別紙（手続き時に必要な添付書類の様式） ※主な想定読者：搬入元となる自治体の職員等

背景・目的

- 廃棄物処理法第6条第3項では、市町村の区域を越えて処理を行う場合、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つように努めなければならない」と規定されている。八王子市ではこの規定に基づき、一般廃棄物を区域外に搬出入する場合、当該自治体と事前協議が行われている。
- 当時、市内の肥料化施設（八王子バイオマスエコセンター）が再稼働したことをきっかけに食品廃棄物の搬入に係る事前協議が増加。事前協議に係る手続きは自治体によって異なること、職員の入れ替えによる引継ぎの大変さ等も背景に、事務手続きの負担が増加していた。
- そこで、事務手続きの負担減を目的に、八王子市は事前協議に係るマニュアルを策定・公開した。（第一稿案については、2か月程度で作成された。）

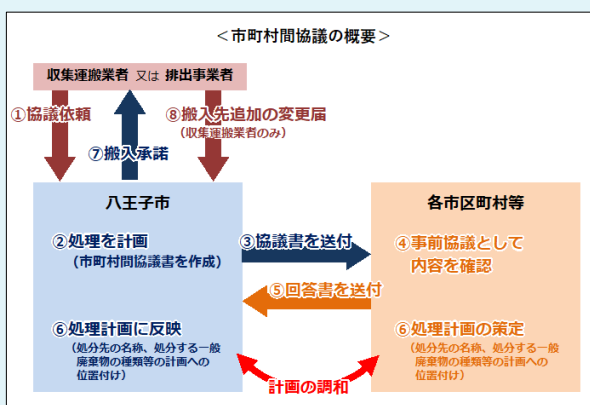
取組の効果

- 八王子市への一般廃棄物の搬入を希望する自治体に対して、マニュアルの閲覧を促すことで、事前協議に係る手続き・必要書類を説明する手間を省略することができた。また、搬出に係る手続きは搬出先の自治体の方針に従う必要があるが、搬出に係る基本的な手続き・書類をマニュアルにまとめておくことで、追加の対応の確認等が簡易となった。その他、当該業務の引継ぎ等が簡易となる、事業者に対しても必要手続きの説明がスムーズになる等のメリットがあった。
- これらの事務負担減少が、市の食品リサイクルの促進に対する前向きな姿勢にもつながった。

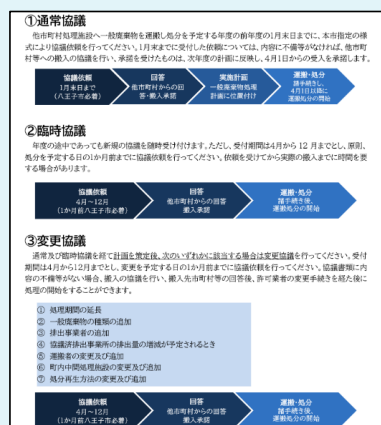
2 取組の工夫

取組の工夫① 共通理解の促進

- 法制度や事前協議に係る必要な手続きの理解に差がある場合、前提となる事項の確認・すり合わせに時間がかかり、結果、事前協議に係る事務手続きが増加してしまう。
- 八王子市では根拠法令を添えて、手続きの流れと必要な書類等をわかりやすく示したマニュアルを策定・公開することで、相対する自治体と共通理解を促進し、職員の負担の低減を図った。



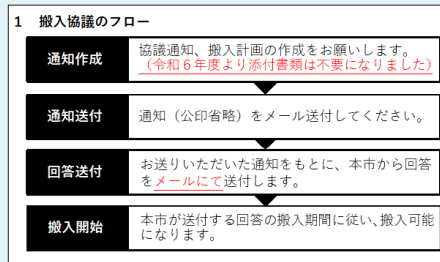
市町村間協議の概要



市町村間協議の種類及び手続きの流れ

取組の工夫② 手続きの見直し

- 事前協議の手続き等は適宜見直しを行うとともに、併せてマニュアルの更新も行っている。
- 他自治体の事例なども参考としながら真に必要な情報のみ提出を求める、特定の手続きを統一する等して、八王子市の自治体職員だけでなく、相手方の自治体職員や、事前協議に関連する事業者の負担も減るように努めている。



マニュアル更新例(赤字が更新箇所)

その他の食品リサイクルに関する取組(八王子市)

【一般廃棄物処理計画への位置づけ】

- ✓ 食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)を重点プロジェクトの一つに位置付け、食品ロス焼却量の削減目標を設定。目標達成に向けた施策の一つとして、食品リサイクルを推進している。具体的には、HP等における事業者に合わせた食品リサイクル方法の紹介、家庭での生ごみ肥料化の推進(ダンボールコンポスト講習会の実施・コンポスト購入費助成)、家庭系の生ごみ資源化モデル事業等に取り組んでいる。

【事業系食品廃棄物の発生状況の把握】

- ✓ 事業系可燃ごみの組成を分析し、生ごみの発生量、食品ロスの発生量を一般廃棄物処理計画にも記載。生ごみ、食品ロスの排出抑制や適正排出にも取り組む余地があることを可視化している。

【事業系一般廃棄物の搬入手数料】

- ✓ 総重量10kgにつき350円(以降10kgごとに350円)と設定。適切な手数料体系については継続的に検討を行っている。

【食品関連事業者への情報提供・指導】

- ✓ 市のHPで食品リサイクルに対応してくれる事業者・施設を紹介。事業者向けの3R講習会も実施し、その中で食品リサイクル等についても紹介をしている。